

2022年2月1日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ラクスル株式会社
代表取締役 松本 恭攝

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ノバセル株式会社
代表取締役 田部 正樹

ラクスル株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2021年12月21日付で作成した新設分割計画書に基づき、2022年2月1日を効力発生日として、ノバセル株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社のノバセル（広告のプラットフォーム）事業に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2022年2月1日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当する事項はありません。

(4) 債権者保護手続

本件分割にあたって、分割会社から新設会社への債務の承継は重畳的債務引受けの方法により行い、会社法第810条第1項第2号に定める債権者が存しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施しておりません。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、分割会社より、ノバセル（広告のプラットフォーム）事業に関する権利義務を承継しました。以上の結果、新設会社が承継した資産の額は1,387,831,615円、負債の額は727,903,449円となっております。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上